

第1 審議案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：(仮称) 五井駅東ショッピングセンター
- 2 所在地：市原市都市計画事業五井駅東土地区画整理事業 3街区
- 3 建物設置者：株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅
- 4 小売業者名：株式会社ケーズホールディングス（業種：家庭電化製品専門店）
株式会社精文館書店（業種：書籍、CD、文具）
- 5 敷地の概要：
 - ・敷地面積 28,071㎡
 - ・所有形態 借地
 - ・都市計画区域 市街化区域
 - ・用途地域 近隣商業地域
 - ・現況 更地
- 6 建物の概要：
 - ・構造 鉄骨造り平屋建て
 - ・建築面積 10,225㎡
 - ・延床面積 10,225㎡
 - ・店舗面積 8,454㎡
- 7 周辺の環境等：南東側は道路を挟み更地、店舗及び駐車場の計画地、南西側は道路を挟み更地。
北西側は道路を挟み市原市の総合公園の計画地、北東側は道路を挟み更地。
- 8 処理経過：
 - ・届出日 平成22年11月1日
 - ・公告縦覧期間 平成22年11月12日～平成23年3月12日
 - ・説明会開催日時 平成22年12月17日 午後2時、午後6時
 - ・場 所 市原市市民会館 3階 大会議室
- 9 市町村・住民等の意見：市原市の意見 あり
：住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 新設日：平成23年7月2日
- 2 店舗面積：8,454㎡
- 3 駐車場の位置：図3
駐車場の収容台数：443台
- 4 駐輪場の位置：図3
駐輪場の収容台数：345台
- 5 荷さばき施設の位置：図3
荷さばき施設の面積：196㎡
- 6 廃棄物等の保管施設の位置：図3
廃棄物保管施設の容量：64㎡
- 7 開店時刻：午前10時
閉店時刻：午後9時（精文館書店：翌午前10時）
- 8 駐車場利用可能時間帯：
午前9時30分～翌午前9時30分
- 9 駐車場の出入口の数：2か所
駐車場の出入口の位置：図3
- 10 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第2 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項（届出事項等）

1 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 駐車場の収容台数 : 届出台数 443台(内身障者用10台、高齢者用8台) (指針) 必要駐車場台数=442台 (出店計画書P3参照)</p> <p>イ 駐車場の位置及び構造等 (図3参照) ・建物外平面駐車場(自走式)443台 ・出入口2か所 交通への支障を回避するための方策 ・オープン時、年末年始、特売日等の繁忙期に駐車場の出入口に交通整理員を配置する。 ・誘導看板の設置、駐車場出入口に停止線、「とまれ」、誘導矢印等の路面表示を行う。</p> <p>ウ 駐輪場の確保等 (図3 参照) ・届出台数 345台 *市原市条例の駐輪台数 340台 (出店計画書P9参照) ・駐輪場の管理体制 従業員及び交通整理員が適宜見回り、駐輪場の整理を行う。 ・駐輪場案内の表示方法 駐輪場は路面表示で明示し、出入口及び駐車場内に案内看板を設置する。</p> <p>エ 荷さばき施設の整備等 (図3 参照) (ア) 荷さばき施設の整備 面積: 196㎡ (イ) 計画的な搬出入 ・同時作業可能台数 : 2台 ・待機スペース : あり ・搬出入車両専用出入口 : あり ・荷さばき可能時間帯 : 午前6時～午後10時 ・搬出入車両 : 7台(中型) ・平均的な荷さばき処理時間 : 15分 ・ピーク時の搬出入車両台数 : 2台/時間</p> <p>オ 経路の設定 (ア) 案内経路 図1のとおり (イ) 周知の方法 ・チラシ等の配布: オープン日や特売日にあわせて定期的に新聞折込み広告に来店経路を掲載する。 ・帰宅経路については、店舗出口付近に帰宅経路図を掲示する。 ・年末年始時等の繁忙期には、出入口に交通整理員を配置する。</p>	<p>※駐車場 指針に基づく必要台数が確保されており、駐車需要を充足していると認められる。</p> <p>※駐輪場 市原市の附置義務条例による台数が確保されており、駐輪需要は充足していると認められる。</p> <p>※荷さばき施設 搬出入計画に基づき、必要な施設が確保されており、適切な配慮がなされていると認められる。</p> <p>※経路 経路設定及びその周知の方法は、適切な配慮がなされていると認められる。</p>

(2) 歩行者の通行の利便性の確保等

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<ul style="list-style-type: none"> ・北東側歩行者専用道路以外の3面道路から各棟入口まで歩行者通路を設置する。(図3参照) ・駐車場内に白線による歩行者通路を設置し、来客者の安全を確保する。 ・混雑が予想される時には、交通整理員を配置する。 	<p>※ 歩行者の通行の利便性の確保について、適切な配慮がなされていると認められる。</p>

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 廃棄物減量化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品の緩衝材、梱包材等は搬入業者が持ちかえり、リユース・リサイクルする。 ・折りたたみコンテナ等を使用し、ダンボール等を最小限にする。 ・メーカーと協力して梱包材等の簡素化を行います。 ・配送センターで必要な商品を取りまとめ、搬入車両の台数を減少させ、環境に配慮する。 ・レジ袋削減の呼びかけをする。 ・店内及び事務所内にポスターやリサイクルボックスを設置する ・商品のばら売りを推進し、廃棄物の減量化に努める。 ・社内に省エネ推進本部を設置し、取り組んでいます。 <p>イ リサイクル計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル商品は家電リサイクル法の基づきメーカーに引き渡し適切にリサイクルする。 ・ダンボール等は搬入業者が持ちかえりリユース・リサイクルする。 ・店頭回収ボックスを設置し、分別回収し業者委託によりリサイクルする。 	<p>※ 廃棄物の減量化及びリサイクル計画について、適切な配慮がなされていると認められる。</p>

(4) 防災・防犯対策への協力

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体から要請があった場合は、災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、若しくは店舗で扱っている物資の緊急時における提供について、必要な協力を行う。 <p>イ 防犯対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場内には、適切な照明設備を配置する ・A棟は営業時間中は従業員の定期巡回、閉店後は24時間部分と分離し施錠閉鎖し機械警備を行う。 ・B棟(24時間営業)は従業員及び警備員による店舗及び駐車場の巡回パトロールを行う。 	<p>※ 防災・防犯対策への協力については、適切な配慮がなされていると認められる。</p>

2 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

(1) 騒音の発生に係る事項

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 騒音問題に対応するための対応策</p> <p>(ア) 騒音問題への一般的対策 : 敷地外周部に緑地帯を設置する室外機等は低騒音型を採用し、敷地境界から離れた位置とする。設備は稼働時間帯も含め点検整備を行い管理する。</p> <p>(イ) 荷さばき作業等小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策</p> <p>a 荷さばき作業等に伴う騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき作業：深夜・早朝の搬入及び荷さばき作業を禁止する。 搬入時間の設定により車両の待機を制御し、計画時間帯に搬入させる。 荷さばき作業車両のアイドリング禁止を徹底する。 作業員への騒音防止意識を徹底させる。 ・荷さばき施設：荷さばきスペースの十分な確保により荷さばき時間を短縮する。 <p>b 営業宣伝活動に伴う騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外には誘導・連絡用に拡声器を設置するが、営業宣伝には使用しない。 <p>(ウ) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策</p> <p>a 室外機等からの騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低騒音型を採用する。 <p>b 駐車場からの騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設面の対策：外周部に緑地を設ける。横断溝の段差をなくす。 ・運用面の対策：利用時間に合わせ駐車場を閉鎖する。 アイドリング停止の看板を設置する。 <p>c 廃棄物収集作業に伴う騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設面の対策：廃棄物の収集場所を屋内化する。 ・運用面の対策：廃棄物処理業者への騒音抑制意識の向上を働きかける。 深夜・早朝における作業を避ける。 	<p>※騒音</p> <p>騒音の予測・評価結果については、昼間・夜間の等価騒音レベルはすべて基準値を満たしている。</p> <p>夜間において発生する騒音ごとの予測において、来客車両走行音が敷地境界予測地点で基準を超過するが、保全対象側に住居がない（公園予定地）ので、周辺環境に及ぼす影響は軽微であると認められる。</p>

第1 審議案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：サンキ東金店
- 2 所在地：東金市押堀字広田697番2ほか
- 3 建物設置者：株式会社三喜 代表取締役 八木下眞司
- 4 小売業者名：株式会社三喜（業種：衣料品店ほか）
- 5 敷地の概要：
 - ・敷地面積 9,154㎡
 - ・所有形態 借地
 - ・都市計画区域 非線引区域
 - ・用途地域 無指定地域
 - ・現況 宅地
 - ・建築確認 平成23年3月10日
- 6 建物の概要：
 - ・構造 鉄骨造平屋建
 - ・建築面積 3,378㎡
 - ・延床面積 3,317㎡
 - ・店舗面積 2,855㎡
- 7 周辺の環境等：東側は物販店及び農地、西側はパチンコ店、南側はパチンコ店、農地、北側は道路を挟み戸建住宅及び農地である。
- 8 処理経過：
 - ・届出日 平成22年10月14日
 - ・公告縦覧期間 平成22年10月29日～平成23年2月28日
 - ・説明会開催日時 平成22年11月20日 午後6時
 - ・場 所 東金市 押堀農村協同館
- 9 市町村・住民等の意見
 - ：東金市の意見 あり
 - ：住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 新設日：平成23年6月15日
- 2 店舗面積：2,855㎡
- 3 駐車場の位置：図3
駐車場の収容台数：130台
- 4 駐輪場の位置：図3
駐輪場の収容台数：86台
- 5 荷さばき施設の位置：図3
荷さばき施設の面積：60㎡
- 6 廃棄物等の保管施設の位置：図3
廃棄物保管施設の容量：16㎡
- 7 開店時刻：午前10時
閉店時刻：午後9時
- 8 駐車場利用可能時間帯：
午前9時30分～午後9時30分
- 9 駐車場の出入口の位置：図3
駐車場の出入口の数：3か所
- 10 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第2 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項（届出事項等）

1 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 駐車場の収容台数：届出台数130台（うち身障者等用3） （指針）必要駐車場台数＝127台（出店計画書P5参照）</p> <p>イ 駐車場の位置及び構造等（図3参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物外平面駐車場（自走式）130台 ・出入口3か所 <p>交通への支障を回避するための方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンセール等の及び繁忙期には出入口に交通整理員を3名配置する。 ・国道128号に面した建物敷地北西側出入口付近に広告塔（案内表示看板）を設置する。 ・出入口に停止線と「STOP」、誘導矢印等の路面表示を行う。 <p>ウ 駐輪場の確保等（図3参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出台数 86台 （指針）必要駐輪場台数＝82台（出店計画書P7参照） ・駐輪場の管理体制 従業員が適宜巡回する。 閉店後、駐車場出入口や歩行者・自転車専用出入口をバリカー等で閉鎖する。 ・駐輪場案内の表示方法 駐輪場部分に路面表示。 <p>エ 荷さばき施設の整備等（図3参照）</p> <p>(ア) 荷さばき施設の整備 面積：60㎡</p> <p>(イ) 計画的な搬出入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同時作業可能台数：1台 ・待機スペース：なし ・搬出入車両専用出入口：あり（1か所） ・荷さばき可能時間帯：午前6時～午後10時 ・搬出入車両：6台（4t車） ・平均的な荷さばき処理時間：20分 ・ピーク時の搬出入車両台数：3台 <p>オ 経路の設定</p> <p>(ア) 案内経路 図4のとおり</p> <p>(イ) 周知の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内表示の設置：建物敷地北西側出入口付近に広告塔（案内表示看板）を設置する。 ・チラシ等の配布：新聞折込チラシを配布する。 ・交通整理員の配置：繁忙時、オープンセール時に3人配置する。 ・オープン時の対策として、地元警察署と協議し、来店車両の誘導及び歩行者の安全対策に努める。オープンに 	<p>※駐車場 指針に基づく必要台数が確保されており、駐車需要を充足していると認められる。</p> <p>※駐輪場 指針に基づく必要台数が確保されており、駐車需要を充足していると認められる。</p> <p>※荷さばき施設 搬出入計画に基づき、必要な施設が確保されており、適切な配慮がなされていると認められる。</p> <p>※経路 経路設定及びその周知の方法は、必要な配慮がなされていると認められる。</p>

<p>伴って周辺道路の交通流に変化が生じ、交通渋滞等の影響が生じた場合には、関係機関と協議を行い必要な対策を講じる。</p>	
--	--

(2) 歩行者の通行の利便性の確保等

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<ul style="list-style-type: none"> ・主経路となる国道128号には歩道が整備されているため、特になし。(図3参照) ・駐車場内には、歩行者、自転車専用通路を設置して歩車分離を図ることで、歩行者の安全を図る。 ・オープンセール等の及び繁忙期には出入口に交通整理員を3名配置して、来店車両の円滑な誘導と横断歩行者の安全を確保する。 ・夜間照明等を設置する。 	<p>※歩行者の利便性 歩行者の通行の利便性の確保について、必要な配慮がなされていると認められる。</p>

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 廃棄物減量化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装や梱包の抑制による廃棄物の低減化を図る。 ・ハンガー納品により商品運搬用の段ボールや簡易ハンガーの削減を行うとともに、リターナブルボックスを使用することにより段ボールの削減を図る。 ・包装の簡素化、適正化を推進する。 ・商品梱包用段ボールや空き缶を分別保管し、業者に依頼して再資源化を図る。 <p>イ リサイクル計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段ボールや空き缶、空き瓶は、再生処理として指定業者に委託する。 ・リサイクル対策等の推進として、廃棄物の分別処理を徹底し、梱包材の再利用の徹底を行う。 	<p>※廃棄物 廃棄物の減量化及びリサイクル計画について、適切な配慮がなされていると認められる。</p>

(4) 防災・防犯対策への協力

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政から災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部使用、若しくは店舗で扱っている物資の緊急時における提供について要請がある場合、協議検討のうえ協力する。 <p>イ 防犯対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場内に適切な照明設備の配置や、店内に防犯カメラを設置することで、死角を排除するなど青少年の蟻集を防止する。 ・防犯や青少年の非行防止策として、従業員や警備員による店内巡回や声かけ等により注意を促す。 ・閉店後には、店舗周辺部や駐車場への蟻集を防止するため、駐車場出入口や歩行者・自転車専用出入口をバリカー等で閉鎖する。また、機械警備を設置する。 	<p>※防災・防犯 防災・防犯対策への協力について、適切な配慮がなされていると認められる。</p>

2 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

(1) 騒音の発生に係る事項

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 騒音問題に対応するための対応策</p> <p>(ア) 騒音問題への一般的対策 : 騒音予測の結果、店舗から発生する騒音が周辺地域へ与える影響は少ないものと評価されたため、特になし。</p> <p>(イ) 荷さばき作業等小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策</p> <p>a 荷さばき作業等に伴う騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき作業：荷さばき作業車両のアイドリングの禁止を徹底させる。 荷さばき作業は作業計画に基づき行い、作業員への騒音防止意識を徹底させる。 深夜・早朝における作業は行わない。 ・荷さばき施設：荷さばき施設は、住居等が面していない場所に配置する。 十分な作業スペースを確保することで作業時間の短縮に努める。 <p>b 営業宣伝活動に伴う騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BGM等の営業宣伝活動はしない <p>(ウ) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策</p> <p>a 室外機等からの騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低騒音型を採用する。室外機等は住居等が面していない場所に配置する。 ・定期的に保守点検を実施し異音の発生を防止する。 <p>b 駐車場からの騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設面の対策：住居等が面していない場所に配置する。平滑な路面とする。 ・運用面の対策：繁忙時は交通整理員を配置して場内走行の円滑化を図り、渋滞による騒音を抑制する。 利用時間外は、出入口をバリカー等で封鎖し侵入者が騒音を発生することがないように配慮する。 アイドリングストップ等の看板を設置し注意を喚起する。 <p>c 廃棄物収集作業に伴う騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設面の対策：平滑な路面とする。十分な作業スペースを確保することで作業時間の短縮に努める。 ・運用面の対策：ごみの排出量を減らし、収集時間の短縮に努める。 業者の騒音抑制意識を徹底させ、回収作業時には必要以上の空ぶかしを行わないよう配慮する。 早朝や深夜の回収作業は行わない。 	<p>※騒音</p> <p>騒音の予測・評価結果は、すべて基準値を満たしており、適切な対応がとられているものと認められる。</p>

イ 騒音の予測・評価について（図5 参照）

(ア) 騒音の総合的な予測・評価方法

- a 予測方法：音源ごとに距離減衰効果を考慮した予測地点での騒音レベルを求め、
 昼間(6:00~22:00)及び夜間(22:00~6:00)における各音源の稼動状況から等価騒音レベルを算出した。
- b 予測地点：建物の周囲に近接した最も騒音の影響の受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外。
- c 評価方法：騒音に係る環境基準。（無指定地域であるが、周辺の状況を考慮してB類型の基準を用いた）
- d 騒音の総合的な予測結果

予測地点			総合的な予測（等価騒音レベル） 単位：dB				
地点名	用途地域区分	環境基準類型	昼間（6:00~22:00）		夜間（22:00~6:00）		備考
			予測レベル	基準値	予測レベル	基準値	
A地点	無指定地域	(B)	54	55以下	<30	45以下	
B地点	無指定地域	(B)	41	55以下	<30	45以下	

(イ) 発生する騒音ごとの予測・評価方法

- a 予測方法：音源ごとに距離減衰効果を考慮した予測地点での最大騒音レベルを算出した。
- b 予測地点：建物の周囲について、敷地境界地点。
- c 評価方法：騒音規制法の区域区分。（無指定地域であり、騒音規制法のあてはめがないため、東金市環境保全条例によるその他地域の基準値を適用した。）
- d 発生する騒音ごとの予測結果（各地点で最大値を示した設備機器について記載）

予測地点			音源ごとの予測（最大騒音レベル） 単位：dB				
地点名	用途地域区分	騒音規制法区域区分	夜間（22:00~6:00）				備考
			敷地境界	基準値	保全対象	基準値	
a	無指定地域	その他地域	<30	50			キュービクル

(2) 廃棄物に係る事項等

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 廃棄物等の保管について (図3 参照)</p> <p>(ア) 保管のための施設容量の確保 廃棄物の保管施設の容量 : 16m³ (高さ1.5m)</p> <p>(指針)「廃棄物等の保管容量 (m³)」= 16m³ (出店計画書P13 参照) ※全体排出予測量 : 13.31m³ = 指針に基づく排出予測量 : 13.31m³</p> <p>イ 廃棄物等の運搬や処分について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運搬・処理方法 許可業者による敷地外処理 ・運搬頻度 毎日 	<p>※廃棄物</p> <p>廃棄物に係る事項等について、保管施設は指針を満たす保管容量が確保されており、運搬等についても適切な配慮がなされていると認められる。</p>

(3) 街並みづくり等への配慮等

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 敷地内の緑化計画 : 緑化面積 283.47m² (敷地面積 9,154m²の3%)</p> <p>イ 街並みづくり、景観への配慮 : 建物は高さを低くし、平屋建てとし、周辺との調和を図る。 周辺地域の景観に配慮した高さの建物とする。 環境美化対策として、店舗周辺の清掃美化活動を定期的実施する。</p> <p>ウ 屋外照明・広告塔照明等 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点灯時間 日没から駐車場利用時間まで ・光害対策 周辺近隣に対して光害を発生させないよう照明の配置、方向、光源の種類に配慮する。 	<p>※街並みづくり</p> <p>地域環境との調和に適切な配慮がなされていると認められる。</p>

3 市町村・住民等の意見について

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 東金市の意見</p> <p>(ア) 路上駐車車両を確認した際には、整理人等により適切な誘導を促し場合によっては店内放送、貼紙による警告など適切な処理をすること。</p> <p>(対応) 多くの来店車両が見込まれるオープン時や年末年始及び特売日等の繁忙時には、各出入口付近に交通整理員を配置し、周辺道路において入庫待ち車両による渋滞の発生など、周辺道路の交通に影響を与えないよう来店車両の円滑な誘導を行います。</p> <p>(イ) 災害時の行動マニュアル、防災体制の整備をし、防災訓練、従業員に対する防災教育を実施すること。</p> <p>(対応) 災害時の行動マニュアル、防災体制の整備並びに防災訓練、従業員に対する防災教育の実施に努めます。</p> <p>(ウ) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物について委託業者等による自己処理をすること。</p> <p>(対応) 排出される廃棄物の運搬及び処分は千葉県及び東金市許可業者へ依頼し、適正に処理を行います。</p> <p>(エ) 自家用広告及び案内看板などの屋外広告物を表示（設置）する場合は、千葉県屋外広告物条例による許可を得ること。</p> <p>(対応) 自家用広告及び案内看板などの屋外広告物を設置する場合は、事前に千葉県屋外広告物条例による許可を得ます。</p> <p>イ 住民等の意見：なし</p>	<p>※意見</p> <p>東金市の意見については、必要な対応がなされると認められる。</p>

第3 総合判断

- 1 駐車需要の充足等交通に係る事項について、駐車場については、指針に基づく必要台数が確保されており、駐車需要を充足していると認められる。
駐輪場については、指針に基づく必要台数が確保されており、駐輪需要を充足していると認められる。
経路の設定及びその周知方法について、必要な配慮がされていると認められる。
- 2 荷さばき施設については、搬出入車両の車両種別、入庫状況、作業時間帯から必要な規模の施設・運営計画であり、適切な配慮がされていると認められる。
- 3 騒音の総合的な予測・評価については、昼間・夜間の等価騒音レベルは基準値を満たしている。
夜間において発生する騒音ごとの予測評価において、敷地境界で基準を超過する予測地点があるが、保全対象側では基準以下であるか、又は保全対象側でも基準を超過するが、現況の夜間の騒音レベルの方が大きいことから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- 4 廃棄物に係る事項等については、指針に基づく予測排出量を充足させる保管容量を確保しており、リサイクル計画、廃棄物の減量化、廃棄物処理に関しても、適切な配慮がされていると認められる。
- 5 街並みづくり等への配慮については、地域環境との調和に適切な配慮がされていると認められる。
- 6 東金市の意見については必要な対応がなされていると認められ、住民等からの意見はなかった。

以上のことから、当該店舗の立地に関し、周辺地域の生活環境の保持を図るため施設の配置及び運営方法について、指針に照らし適正に配慮されていると判断する。

第4 県の意見(案)

「意見なし」

なお、店舗の維持・運営に当たっては、届け出たところにより、店舗周辺地域の生活環境の保持に適正な配慮をしてください。